

「福祉国家」プロジェクトグループセミナー

2001年7月10日 報告者：佐口氏・西谷氏・田端氏

田端博邦氏

「1990年代の経済・労働・福祉 労働の規制緩和を中心に」

はじめに

福祉国家と労働の関係をどのようにとらえるか。

90年代の経済の動向との関連では、労働法のドラスティックな改革が進んでいるが、このような変化をもたらしている経済的なバックグラウンドとはどういうものか。

このプロジェクトでは、労働市場の規制緩和を国際比較的に把握し、福祉国家との関係で考察したい。

## 1 90年代の経済社会と労働

労働の領域においては、次の二つが最も顕著な現象である。

### (1) 規制緩和が大幅に進展した

80年代半ばから始まっていたが、90年代に入って対象、内容ともに一段と深化した。特に労働法に関しては、この問題抜きに90年代を語れない。

### (2) 失業率の上昇

リストラ雇用不安、フリーター現象といった若年の就職難など、雇用状況が悪化している。

## 2 「規制緩和」の意味

報告者の考える「規制」の定義は以下のようなものである。法的規制だけでなく労働組合の規制を含める点が従来の日本での定義と異なる。

「規制」：国家の法的行政的規制 + 労働組合による規制

労働力取引における自由市場

「規制緩和」：法的規制の緩和 + 労働組合規制の緩和

労働力取引における市場メカニズムの回復

本報告が間接的に依拠しているエスピン・アンデルセン他 “Why deregulate labor markets”でも、労働組合による規制を入れている。この本ではこのほか、コミュニティの規制（社会的慣行や共同体的的人的紐帯による規制）も含めている。

イギリスの規制緩和の内実は、主として労働組合の交渉力を制約するための立法である。

イギリスの労働市場は伝統的に、非法律的に、団体交渉を通じてコントロールされてきたため、イギリスの労働市場の規制緩和は、労働組合の交渉力をそぐという形になる。

大陸ヨーロッパでは、法律による規制と団体交渉による規制がともに強力に形成されたため、両面を緩和していくことになる。団体交渉システムの再編成、典型的には、中央集権的な交渉システムの分権化による賃金抑制。解雇制限立法の緩和による雇用保護の緩和。非典型雇用の法的な自由化。社会給付の厳格化（とくに失業給付などへの依存をなくすため デンマークなど）。

このように、規制緩和は多面的であり、新しく法規制を作るのが規制、現にある法律を緩和するのが規制緩和、とは言えない。労働市場や労働関係を弾力化すること、フレキシビリティを高めることが規制緩和である。

### 3 日本の規制緩和の特徴

- ・ 高失業の前から開始

ヨーロッパでは大量失業対策という政策目的が前面に出ているが、日本ではそのような状況になる前の 80 年代半ばから規制緩和が始まった。また、国際競争力を強化することがヨーロッパの規制緩和のもう一つのメインターゲットであるが、80 年代半ばの日本の国際競争力は非常に強かった。それにもかかわらず、日本で 80 年代の規制緩和が始まったのはなぜか、ということは興味深い問題である。一つの例として、労働時間の規制緩和として、変形労働制や裁量労働制が、労働時間短縮の見合いで入ってきた。労働時間短縮が導入されたのは、長時間労働が不公正に競争力を強めているということで、通商摩擦の回避策として政策的決定されたのである。ノーマルな状況では労働時間短縮だけが政策化されてもよいはずだが、労働時間短縮の経済的効果を可能な限り小さくするための弾力化が入ってきた。こうした過程は、日本の労使の力関係に関する問題を解くには、非常に面白いのではないかと考えている。このように、日本では、規制緩和が通常ヨーロッパで考えられてきたような状況で始まったわけではなかった。

- ・ 労働組合交渉力に対する制限を伴わなかった。

日本では、団体交渉システム、労働組合の権利の問題については、80 年代以降、一切問題にされてこなかった。このことは、日本の集団的な労使関係システムや賃金交渉システムの特徴と関わっていると思われる。

- ・ 寛容でなかった社会給付。

社会給付と失業の関係は日本ではあまり大きな問題にはならなかった。

- ・ 労働市場のフレキシビリティと雇用政策の小さな役割

日本では、失業保険制度や労働市場政策はあまり大きな意味を持たなかった。たとえば

積極的労働市場政策に関わる公的教育訓練投資は非常に小さい。日本の労働関係と労働市場に対して、福祉国家的に対応する度合いは非常に小さいと思われる。

- ・ コア労働者と非典型雇用の隔絶した地位

規制緩和で非典型雇用が拡大するというはどこの国でも共通の現象であり、パート労働者などは各国で重要な雇用形態となっている。しかし、労働条件や社会保障上の地位という面では、日本では正規雇用との間に大きなギャップがある。これも国際比較的に見て大きな特徴であると言えるだろう。

なぜこのようになっているのか？ 80代から90年代にかけて、日本では急速に規制緩和が進んだが、ヨーロッパなどとは進み方が違うのではないか。ドイツ・フランスなどに比べて、日本の規制緩和の度合いが高いのではないか。日本ではヨーロッパに比べて労働市場のフレキシビリティが高かったにもかかわらず、大規模に規制緩和が進んだのはなぜか。

<福祉国家と労働の国際比較> (規制緩和前の段階)

	アメリカ型	ヨーロッパ型	日本
社会保障	liberal	conservative/social-democratic	conservative?
労働市場	自由市場	雇用保護・横断的資格	2重労働市場
団体交渉	企業/産業別組合	全国・産業別交渉 + 協約拡張	企業内交渉

<フレキシビリティ>

労働市場	flexible	rigid/PLMP(積極的労働市場政策)	rigid (?) + flexible
賃金交渉	flexible	rigid	flexible

#### 4 規制緩和の要因とトレード・オフ

##### 80年代の規制緩和

強い国際競争力、貿易摩擦 労働時間短縮/労働時間の弾力化  
 対事業所サービスの成長 職安法との抵触/派遣法

##### 90年代の規制緩和

対象と内容の両面で規制緩和は拡張  
 労働関係の関する基本的な考え方の変化

- ・ 弱い労働の交渉力が日本の重要な特徴であると思われる。一方、企業の側の行動様式が非常に競争的になっている。
- ・ 相対的高賃金と海外直接投資... “ グローバリゼーション ” との関連で考えないと解けな

い問題がある。

- ・ 規制緩和の効果にかかわって、結果としてのデフレ、高失業、非典型雇用の拡大と所得格差の拡大。

#### 規制緩和のトレード・オフ

労働市場のフレキシビリティ　たとえば有期労働契約の拡大　は、企業に対する忠誠心や企業内に蓄積される技能とトレード・オフの関係にある。日本の2重労働市場は、外部労働市場には数量的なフレキシビリティを、コアの労働力に対してはフレキシビリティよりも忠誠心や技能の蓄積を確保するという組み合わせになってきたのではないか。

今後は2重労働市場の再編に向かう可能性が高い。しかし、労働政策に関する政策文書では、従来企業内雇用慣行は全部だめという議論が支配的になっており、流動的労働市場を形成し、技能、知識を高めていくという方向になっている。